

## 2021年6月29日「拡大市長レク」の市長発言など

1月31日に情報公開請求していた資料がウェブで届いた。初めてのことだが、知りたいことの一部が見えてきた。昨年6月29日「拡大市長レク」は、12月28日に毎日朝刊が詳しく伝えた記事と重なるものだ。松井市長の発言を中心に紹介したい。

まずIR推進局の発言から。「事業者ボーリングで液状化の可能性が判明し、夢洲特有の地盤状況、IR事業用途としての適性を考慮すると、液状化対策が必要。市において、二つの観点から、合理的に対応・負担を行う必要。一つは土地所有者としての責任。もう一つは港湾局・大阪市全体としての政策的必要性。」

「土地に起因することから、一義的には港営会計での負担で、土壤汚染と同じく補償的に負担するのが適切と考える。短・中期的な港営事業会計への影響があり、一般会計からの拠出も含め、対応を今後検討していく必要。」

港湾局からは「夢洲の液状化の危険性が高いということは無い。土地所有者責任となると、他の土地と公平性を保てず、訴訟上問題との弁護士見解。」

このあとは松井市長の発言だけを紹介する。

- ・液状化危険度は高いことを認めないと話が成り立たない。今回のボーリングでこういう結果が出たのでこうします、ということを行わないと。
- ・家賃を取る側は、エンタメ拠点になるための土地として、ニーズに合う土地にする責任がある。責任の中身が違う。物流に対しても、責任は果たしている。
- ・夢洲は、物流拠点ではなく、エンタメ拠点に変える政策転換をしており、IR施設ができる環境を整えるのが我々の役割。長期借地契約するには、その施設が立地できる土地にするための土地改良は、地主側の責任で、地主は港湾局。
- ・大阪市として、夢洲の方向性をIRに意思決定した。その施設が成り立つ土地を提供するのが我々の責任。市として今回は、港湾局会計でIRが建設できるように地盤改良する。IR賃料は港湾会計に入る。資金ショートがないような対応は市役所全体で検討して付けていく。
- ・負担することは港湾局も了承しており、負担の理屈を、一般会計で一定の支援が必要な時期が来るかも分からないので、財政局で整理して欲しい。
- ・長期定借の方が売るよりプラスが大きいという判断で決まっている。その前提条件の中で、ボーリング調査した結果、要望に沿った形で土地改良するのは貸す側の責任であるとの考え方。IRの一時の財政支出で港湾事業が滞ることのないよう、市全体の会計で対処するのは当然、との方向で整理。

拡大市長レクの発言録からは、最初のIR推進局の方針を松井市長が追認するような展開になっている。IRの用地対策に「大阪市負担ありき」で結論を導こうとしている。情報公開請求で入手した関連文書について、さらに精査していきたい。

(2022年2月12日)